

目次

Q 1 公契約とは何か？	2
Q 2 公契約基本条例の適用を受ける公契約は？	2
Q 3 労働賃金基準額は毎年改定されるが、その度に契約を行うのか？	2
Q 4 労働環境報告書に関する事務の流れはどうか？	2
Q 5 労働者から申し出を受けた場合の対応は？	3
Q 6 公契約の適用となる契約の場合、仕様書等に何か記載するのか？	3
Q 7 労働者への周知方法は？	3
Q 8 業務委託の労働賃金単価の設定方法は？	3
Q 9 設計労務単価を適用する工種のうち、見習い等の取扱いは？	3
Q 10 シルバー人材センター等との契約のあり方は？	3
Q 11 業務委託での長期継続契約、工事での継続事業の取扱いは？	4
Q 12 初年度（平成27年度）の年間契約の取扱いは？	4
Q 13 地区割している業務委託契約の取扱いは？	4
Q 14 単価契約の取扱いは（一般ごみ収集運搬等）？	4
Q 15 事業者への罰則規定あるのか？	4
Q 16 労働賃金基準額の算出に当たり、通勤手当の取扱いは？	4
Q 17 労働環境報告書の提出時期は？	4
Q 18 出来高払制その他の請負制によって定められた賃金の算定方法は？	5
Q 19 最低賃金法における「減額特例許可制度」とは？	5
Q 20 今後、条例・規則等の改正はあるのか？	6

公契約に関する質疑応答

Q 1 公契約とは何か？

公契約とは、市が発注する工事又は製造の請負、業務委託その他の契約及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者と締結する協定のことをいいます。

なお、公契約基本条例の適用を受ける公契約については公共事業に従事する労働者の賃金等について、その条例等で定める下限額以上の賃金等の支払い義務を契約の相手方に定めるものとなります。

Q 2 公契約基本条例の適用を受ける公契約は？

工事

予定価格が1億5,000万円以上の契約

業務委託、指定管理協定

予定価格が1,000万円以上の契約及び協定

上記の他、適正な賃金等の水準を確保するため、市長が特に必要であると認めた契約

指定管理については、指定期間を5か年とする債務負担行為を設定することになっていますが、対象となるのは単年度の指定管理料が1,000万円以上のものになります（複数年で契約する業務委託も同様）。

Q 3 労働賃金基準額は毎年改定されるが、その度に契約を行うのか？

平成28年度までに締結（指定管理協定含む。）し、対象期間が複数年度にまたがる場合、締結の翌年度以降に労働賃金基準額が改正された場合でもその適用を受けず、履行終了（指定期間終了）まで、当初の労働賃金基準額を適用します。

また、平成29年度以降に締結（指定管理協定含む。）し、対象期間が複数年度にまたがる場合、締結の翌年度以降に労働賃金基準額が改正された時は、その年度ごとに定める最新の労働賃金基準額を適用します。なお、平成28年中に準備行為（締結含む。）を行った案件も対象となります。

Q 4 労働環境報告書に関する事務の流れはどうなるのか？

事業者は、公契約に係る契約締結後に労働環境報告書について、契約を締結する担当課に提出する。

報告内容に変更があった場合は、速やかに変更後の労働環境報告書を契約を締結する担当課に提出する。

提出のあった労働環境報告書は、原本については契約を締結する担当課で保存し、写しを契約課及び事業担当課に送付する。

報告内容に疑義が生じたときは、契約を締結する担当課の職員が聞き取り調査を行い、その結果、改善が必要となった場合は、事業者に対して改善を指導できる。

改善の指導を受けた事業者は、一定の期間内に労働環境改善報告書を提出しなければならない。

業務改善が行われなかった場合には、市はその事業者に対し指名停止の措置を講ずることができる。

Q 5 労働者から申し出を受けた場合の対応は？

労働者から労働環境(労働賃金)に係る事実について市に申出があった場合には、契約を締結する担当課で速やかに聞き取り調査を行い、その結果について遅滞なく申出者及び市長等に報告するものとします。

聞き取り調査を行い、事業者に改善指導をしたにもかかわらず、改善が見られなかった場合等については、草加市建設工事等請負業者指名停止基準に基づき、指名停止の措置を講ずることができます。

労働環境報告書を提出せず、又は虚偽の報告をしたとき

市長等による聞き取り調査を拒み、妨げ、又は忌避したとき

市長等による改善指導に従わないとき

改善の指導を受けた後、労働環境報告書を提出しないとき

Q 6 公契約の適用となる契約の場合、仕様書等に何か記載するのか？

事業者への周知が必要であるため、公告等に公契約の対象事業である旨の記載をします。

Q 7 労働者への周知方法は？

通常は、作業所等の労働者が見やすい場所に掲示し、又は書面を交付することで周知を図るものとします。周知する内容は次のとおりです。

適用労働者の範囲

労働賃金基準額

申出をする場合の申出先

労働者に対する不利益取扱いの禁止等に関すること

Q 8 業務委託の労働賃金単価の設定方法は？

業務委託のうち多くの職種(清掃、受付・案内業務等)については客観的な数値がありません。このことから、職種ごとの労働賃金を設定することが困難であり、統一的な労働賃金単価を採用します。

Q 9 設計労務単価を適用する工種のうち、見習い等の取扱いは？

同じ工種であっても労働者によって経験や技術能力に差が生じることがありますが、労働賃金に関しては原則統一の基準とし、個々の見習い等の労働賃金については事業者の判断によるものとします。

Q10 シルバー人材センター等との契約のあり方は？

シルバーの会員は請負契約(又は委任契約)に基づいて仕事をするため、最低賃金法等は適用されません。また、会員が仕事の対価として受け取るの

は「配分金」であり、労働基準法における「賃金」には該当しないため、対象外とします。また、派遣契約の場合も対象外とします。

Q11 業務委託での長期継続契約、工事での継続事業の取扱いは？

長期継続契約は、契約締結時において複数年に渡る契約金額を決定することから、契約の年度途中から対象とすることは望ましくありません。このことから平成27年4月以降に公告を行い、契約締結する案件から対象とします。

Q12 初年度（平成27年度）の年間契約の取扱いは？

条例の施行は平成27年4月であることから、4月以降に公告を行い、契約締結する案件から対象とします。したがって、4月以前に契約の準備行為（公告等）を行い、平成27年度に契約した案件は対象外とします。

Q13 地区割している業務委託契約の取扱いは？

業務委託において地区割している案件の場合、一地区だけ対象外（対象金額以下であるため）とすることは、労働賃金の格差が生じる可能性があることから、すべての地区を対象とします。

Q14 単価契約の取扱いは（一般ごみ収集運搬等）？

単価契約において、年間の発注金額が1,000万円を超えるものもありますが、対象は予定価格1,000万円以上のものと定めているため、一件当たりの予定価格で比較し対象とするかを判断します。

Q15 事業者への罰則規定あるのか？

他の自治体では、罰則規定を設けているところもありますが、事業者に対してあまり締め付けを行うことは適当ではないという考えから、罰則規定は設けていません。

Q16 労働賃金基準額の算出に当たり、通勤手当の取扱いは？

工事の場合、労働賃金基準額の算出方法は「公共工事設計労務単価」によるもので、その積算には実物給与分として通勤手当の支給額が賃金の内訳とされているものです。

業務委託の場合、労働賃金基準額の算出方法は「最低賃金法」に基づくこととされており、通勤手当等は積算項目から除かれていますので注意が必要です。

Q17 労働環境報告書の提出時期は？

単年度契約の場合は、履行開始後、労働賃金を最初に支払った月の翌日10日までと、履行期限後、労働賃金を最後に支払った月の翌月10日までの2回の提出となります。

複数年契約の場合は、履行開始後、労働賃金を最初に支払った月の翌日10日までと、年度終了後、当該年度の労働賃金を最後に支払った月の翌月10日までの3回の提出としており、2年契約の事業の場合、最低3回は労働環境報

告書を提出していただくことになります。

Q18 出来高払制その他の請負制によって定められた賃金の算定方法は？

当該賃金算定期間において出来高払制その他の請負制によって計算された賃金の総額を、当該賃金算定期間（賃金締切日がある場合は、賃金締切期間）において出来高払制その他の請負制によって労働した総労働時間数で除した金額を労働賃金基準額とします。

Q19 最低賃金法における「減額特例許可制度」とは？

最低賃金法第7条により、都道府県労働局長の許可を受けた場合には、1時間当たりの賃金が最低賃金を下回るものであっても、最低賃金法の規定が適用されることをいいます。

精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者（業務の遂行に直接支障を与えることが明白な場合に限る）

試の使用期間中の者（最長6か月）

職業能力開発促進法第24条第1項の認定を受けて行われる職業訓練のうち、職業に必要な基礎的技能及びこれに関する知識を習得させることを内容とするものを受ける者

軽易な業務に従事する者（断続的労働を含む）

Q20 今後、条例・規則等の改正はあるのか？

平成27年度から公契約基本条例の適用年度となりますが、その実施に当たり事業者及び労働者等から指摘を受け、現在の規定を見直す必要があると認められた場合には、公契約審議会による審議等を踏まえた上で、必要な改正を行う可能性はあります。 _